

報道関係各位

2015年2月20日

ヤナセ共済会における元役員の不正行為について

このたび、当社社員・役員を会員とする互助組織の「ヤナセ共済会」会長であった元取締役（以下「元役員」）の不正行為が発覚いたしました。このような事態が生じたことについて、関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

1. 不正行為の概要

元役員が、共済会会長の立場を利用して、同会の資金を不正に引き出し、私的に流用していたことが、2014年11月に発覚いたしました。当社は、直ちに顧問弁護士を交えた調査委員会を立ち上げ、調査の結果、2002年から2014年まで12年間にかけて、約2億円の不正流用が明らかになりました。

2. 不正行為が生じた原因

共済会は任意団体であり、当社の監査役・監査部および公認会計士の監査対象外となっております。また、元役員が長期にわたり、共済会会長として同会の業務を一手に所管できる立場にあり、さらに同会の規約や管理監督体制にも不備がありました。

3. 当社の対応について

上記不正行為に対し、共済会は元役員を刑事告訴し、去る2月10日に受理されております。併せて民事訴訟にも踏み切り、全額弁済を求めます。

4. 社内処分について

役員については、報酬カットを実施し、また、共済会業務関係者については、社内規定に則り、処分いたします。

5. 再発防止策について

今般の不正行為の発生を厳粛に受け止め、共済会規約の全面的見直しに直ちに着手し、管理監督体制を強化の上、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。また、共済会の当面の運営に支障はありませんが、会員に不利益が生じないように、もし回収不能金額が生じた場合は、当社がその全額を補てんする方針です。